| | | 1 / | | | | ž | 央定に | 区分 | (根拠規定)条例7条 | | | | | | | | | |
|-------|-----|------------|-------------|--|-----|----|-----|-----|------------|-----|-------|-------|------------|-------|----|-----|--|------------|
| 月整理番号 | 請年 | 情 求 ₹月日 | 決 定 年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 開示 | 非開示 | 不存在 | 字符芯等巨 | 2号- | 3 4号号 | 1 5号号 | 5 6 号 号 | 5 7 号 | 8号 | 9 号 | 非開示理由等 | 所管局部課 等 |
| 1 | H29 | 9. 10. 5 | H29. 12. 4 | 「損害賠償請求事件についてする控訴事件における訴訟代理人 (弁護士 〇〇) の着手金の支払について」(28主資計第4 19号)に係る支出原議及び支出命令書 | 25 | 1 | | | | 1 | 1 1 | | 1 | | | | 1 訴訟代理人の口座情報(条例第7条3号該当) 当該事項は当該訴訟代理人の内部管理情報であり、公にすることで当該訴訟代理人の財産を脅かすおそれがあるため。 2 訴訟代理人の署名及び印影(条例第7条第4号) 公にすることにより署名の筆跡及び印影が偽造される等、訴訟代理人の財産を脅かすおそれがあるため。 3 事件番号、原告名称(条例7条2号、6号該当) 当該事項は事件が特定できる情報であるため、開示すれば裁判所において訴訟記録の閲覧が可能となる。本事件の訴訟記録には、訴外である特定の個人に関する情報が含まれている。よって、当該事項を公にしてしまうと、当該個人識別情報及び本処分で非開示とした情報を開示したのと同様の結果を招くため。 4 判決言渡日、裁判所支部名称、裁判官名、書記官名等(条例7条2号、6号該当) 当該情報は、その他の開示された情報やホームページ、法律雑誌等に載っている情報と照合することにより、請求対象の訴訟事件の特定につながり得る情報であり、公にしてしまうと、請求に対して非開示とした情報や訴訟記録に含まれている訴外の特定の個人に関する情報を開示することと同様の結果を招くため。 5 損害賠償額、訴訟物の価格、貼付印紙の額、遅延損害金当該事項を開示することで、原告が所有する不動産の課税標準額及び税額を算出することが可能となり、これらを開示したのと同様の結果を招くため。また今後の税務調査に協力を得られなくなるおそれがあり、行政運営に支障をきたすため。 | 資産税部計画課 |
| 2 | H29 |). 10. 18 | H29. 12. 15 | 「東京都八王子合同庁舎外2所建物管理委託」の入札における 落札者株式会社〇〇の提案書 | 139 | 1 | I | | | 1 | 1 1 | l | | | | | 1 業務責任者氏名、作業責任者氏名及び作業責任者等に係る氏名、住所、生年月日、本籍地、資格番号、 免状番号、登録番号、証書番号、修了番号及び写真 特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号に該当するため(条例第7条第2号該当) 2 作業員の欄に係る事業者以外の法人の法人名 特定の法人の事業における契約相手方に係る情報であって、公にすることにより当該法人の競争上又は事 業運営上の地位が損なわれると認められるため(条例第7条第3号該当) 3 法人代表者印、担当者印の印影 特定の法人の代表者印・担当者印の印影であり、公にすることにより犯罪に利用されるおそれがあるため (条例第7条第4号該当) | 総務部経理課 |
| 3 | H29 |). 12. 11 | H29. 12. 25 | (1) 28-01019東京都干代田都税事務所外34所構内電話機新設等工事(単価契約) (2) 28-00202東京都世田谷区都税事務所(28)電話交換設備新設工事 (3) 27-01044東京都干代田都税事務所外34所構内電話機新設等工事(単価契約)(その2) (4)東京都干代田都税事務所外1所(28)電話交換設備改修工事上記(1)~(4)の工事設計書、特記仕様書、図面、積算内訳書一式 | 102 | 1 | | | | | | | | | | | | 総務部経理課 |

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
- <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
- <公文書の件名>について
- 特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。